

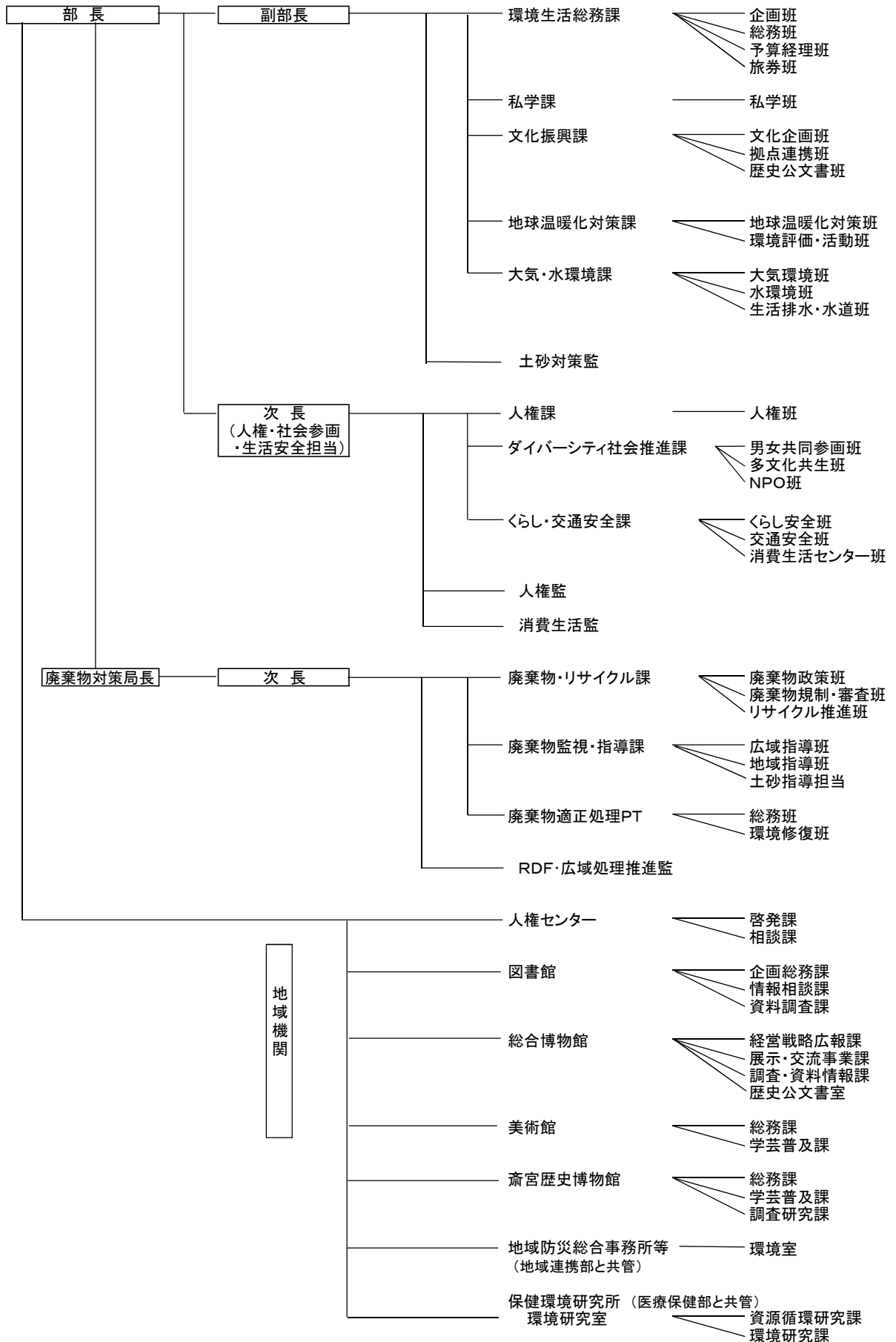
令和2年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和2年度 環境生活部の組織	1
II	令和2年度 当初予算(環境生活部関係)の概要	2
III	新型コロナウイルス感染症に係る対応について(環境生活部関係)	7
IV	主要施策	
1	三重県環境基本計画について	10
2	私学教育の振興について	11
3	文化・生涯学習の振興について	13
4	人権施策の総合的な推進について	16
5	女性活躍の推進について	18
6	多文化共生社会づくりの推進について	20
7	NPOの参画による地域社会づくりの推進について	23
8	ダイバーシティ社会の推進について	25
9	交通安全対策の推進について	30
10	安全で安心なまちづくりの推進について	34
11	犯罪被害者等支援について	37
12	消費生活の安全の確保について	39
13	地球温暖化対策の推進について	43
14	大気・水環境の保全について	47
15	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の運用等について	53
16	廃棄物総合対策の推進について	54
17	RDF焼却・発電事業について	58
18	産業廃棄物の監視・指導状況について	61
19	産業廃棄物の不適正処理事案への対応について	64

別冊1 事務事業概要

令和2年5月25日
環境生活部

I 令和2年度 環境生活部の組織



Ⅱ 令和2年度 当初予算（環境生活部関係）の概要

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和2年度当初予算は、部の使命である次の4つの方向性を柱として、安全・安心が実感でき、全ての人びとが尊重され、心豊かに暮らせる三重を創るための事業を着実に推進するとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の初年度であり、本計画に位置づけられた施策の目標達成に向けた取組の着実な推進を図るため、選択と集中により編成しました。

<環境生活部の使命>

- ・ 県民の皆さんとの協創による交通事故の防止、地域防犯力の向上等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
- ・ 地球温暖化の防止、大気・水環境の保全に取り組むとともに、廃棄物の3R、適正な処理を推進することを通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。
- ・ 県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。
- ・ 三重の持つ魅力や多様性を感じる、文化の薫り高い生活の中で、心の豊かさを育む取組を進めます。

このような考え方のもと、令和2年度当初予算においては、県民の皆さんの安全・安心を守るための取組や、脱炭素社会の実現に向けた取組、多文化共生社会づくりに向けた取組、文化資源を活用した三重県の魅力発信、プラスチックごみ対策と食品ロス削減などについて重点的に進めます。

(1) 安全で安心な三重の実現

誰もが安全に安心して暮らせる三重をめざして、県民の皆さんや事業者、市町との連携により交通事故および犯罪を未然に防止する環境を整備するとともに、犯罪被害者等支援を進めます。

また、特に交通安全については、後付け安全運転支援装置の取付支援を図るほか、「第11次三重県交通安全計画」の策定に向けた検討や、交通安全の取組を総合的に推進するため、「交通安全の保持に関する条例」を改正します。

(2) 環境への負担が少ない持続可能な社会づくり

令和元年12月の脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」やSDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」（令和2年3月策定）をふまえ、脱炭素社会の実現に向け、さまざまな主体と連携し、オール三重での運動につなげていくための取組を推進します。

また、令和2年4月施行の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の適切な運用により、県民の皆さんの不安を解消します。

さらに、海岸漂着物対策について、引き続き、回収・処理と発生抑制の視点からの取組を進めます。

(3) 多文化共生社会づくりに向けた取組の拡充

外国人住民の増加が見込まれる中、令和2年3月策定の「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づき、映画制作を通じた多文化共生意識の醸成や、地域日本語教育の総合的な体制づくり、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談体制の充実などについて、さまざまな主体と連携し、オール三重で取り組んでいきます。

(4) 文化資源の活用

東京2020オリンピック・パラリンピック等の機運を逃すことなく、文化資源を活用した観光誘客や地域づくりなどについて、さまざまな分野と連携して、三重県の魅力を発信していきます。

また、歴史的資料として重要な公文書等（特定歴史公文書等）を適切に保存し、県民の皆さんの利用促進を図り、次世代へ引き継ぎます。

さらに、各県立文化施設において、特色ある魅力的な展示や公演会等を開催します。

(5) 廃棄物総合対策の推進

プラスチックによる海洋汚染問題を契機として、さらなるプラスチックごみ対策が必要であることから、3Rと適正処理の取組を推進します。

また、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着や、廃棄することなくできるだけ食品として活用することが求められていることから、さらなる取組を推進します。

さらに、これらの取組やSDGsの考え方を取り入れ、新たな「三重県廃棄物処理計画」を策定します。

2 令和2年度 当初予算施策別一覧表（環境生活部関係）

（単位：千円、％）

施策番号	施策名	令和元年度 6月補正後 予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	差引 増減額 B-A	増減率 (B-A)/A	令和2年度 補正予算額 C
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	56,206	72,871	16,665	29.6	0
143	消費生活の安全の確保	96,166	73,873	▲ 22,293	▲ 23.2	0
151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	615,446	567,621	▲ 47,825	▲ 7.8	0
152	廃棄物総合対策の推進	1,379,792	1,965,977	586,185	42.5	0
154	生活環境保全の確保	472,148	489,411	17,263	3.7	0
211	人権が尊重される社会づくり	407,720	398,672	▲ 9,048	▲ 2.2	0
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	41,145	36,287	▲ 4,858	▲ 11.8	1,258
213	多文化共生社会づくり	72,057	80,757	8,700	12.1	4,378
227	文化と生涯学習の振興	1,879,907	1,884,190	4,283	0.2	1,301
当部主担当施策 計		5,020,587	5,569,659	549,072	10.9	6,937
(111)	災害から地域を守る自助・共助の推進	7,994	8,288	294	3.7	0
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	6,012	0	▲ 6,012	▲ 100	0
(141)	犯罪に強いまちづくり	11,845	11,197	▲ 648	▲ 5.5	0
(144)	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	370	397	27	7.3	0
(225)	地域との協働と信頼される学校づくり	5,116,093	5,138,722	22,629	0.4	0
(233)	子育て支援と幼児教育・保育の充実	1,877,810	2,925,361	1,047,551	55.8	12,274
(331)	世界から選ばれる三重の観光	83,088	83,796	708	0.9	0
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,556,631	2,173,844	617,213	39.7	0
(411)	行政運営1「みえ県民カピジョン」の推進	62,559	85,399	22,840	36.5	0
他部局主担当施策 計		8,722,402	10,427,004	1,704,602	19.5	12,274
施策外	人件費等	2,553,451	2,499,905	▲ 53,546	▲ 2.1	0
環境生活部 合計		16,296,440	18,496,568	2,200,128	13.5	19,211

- 注 ① 施策番号の（ ）は、他部局が主担当の施策です。
 ② 「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。
 ③ 令和2年度当初予算額（B）は、令和元年度2月補正（国補正予算）分を含んでいます。
 ④ 令和2年度補正予算額（C）は、3月および4月補正の合算額です。

(参考) 政策体系一覧

みえ県民カビジョン 第三次行動計画

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策
 ※：他部局が主担当である施策のうち、
 環境生活部が主担当である基本事業

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政 策	施 策
I-1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進 ※ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化
	112 防災・減災対策を進める体制づくり
	113 災害に強い県土づくり
I-2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保
	123 がん対策の推進
	124 健康づくりの推進
I-3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進
	132 障がい者の自立と共生
	133 児童虐待の防止と社会的養育の推進
I-4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり ※ 犯罪被害者等支援の充実
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
	143 消費生活の安全の確保
	144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進
	145 食の安全・安心の確保
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
	147 獣害対策の推進
I-5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 豊かな自然環境の保全と活用
	154 生活環境保全の確保

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

政 策	施 策
II-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進
	213 多文化共生社会づくり
II-2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
	223 特別支援教育の推進
	224 安全で安心な学びの場づくり
	225 地域との協働と信頼される学校づくり ※ 私学教育の振興

政 策	施 策
	226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実
	227 文化と生涯学習の振興
Ⅱ－3 希望がかなう少子化対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策
	232 結婚・妊娠・出産の支援
	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実
Ⅱ－4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進
Ⅱ－5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 農山漁村の振興
	254 移住の促進
	255 市町との連携による地域活性化

Ⅲ 「^{ひら}拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政 策	施 策
Ⅲ－1 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
Ⅲ－2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興
	322 ものづくり産業の振興
	323 Society 5.0時代の産業の創出
	324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
Ⅲ－3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光
	332 三重の戦略的な営業活動
	333 国際展開の推進
Ⅲ－4 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援
	342 多様な働き方の推進
Ⅲ－5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実
	353 安全で快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

行政運営

1	「みえ県民カビジョン」の推進 ※ 県民の社会参画の促進
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営
3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	スマート自治体の推進
7	公共事業推進の支援

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について(環境生活部関係)

1 県立文化施設等

県立文化施設(総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、図書館)について、新型コロナウイルス感染症の発生状況や、国の緊急事態宣言および県の緊急事態措置に基づく社会的要請などを考慮し、4月11日から5月11日までの間、休館していましたが、県外からの来館自粛の要請および来館者の感染症防止対策を実施した上で、5月12日から県民の皆さんへのサービス提供を再開しています。

感染症防止対策としては、来館者に対して、手指用アルコール消毒液の利用促進および手洗いの徹底、人と人との十分な距離の確保の呼びかけを実施するとともに、展示物に影響のないよう配慮した換気、触れる展示物の利用制限等を行います。企画展については、県外の関係者との調整・準備が困難となっていることや県外からの来館が見込まれることなどをふまえ、6つの企画展について中止*することとしました。

また、指定管理者制度を導入している三重県総合文化センターにおいても「不特定の方が集まるイベント」や「県外の方が参加するイベント」等については、当面の間、利用できないこととするなど、一定の条件を付けて貸出施設の利用を再開しています。

なお、当部が所管するその他の施設における展示コーナーについても、感染症防止対策を講じた上で一部利用を再開しています。

※中止した企画展

【総合博物館】

- ・名所発見、再発見！ 浮世絵でめぐる三重の魅力 (4月18日～6月14日)
- ・とびこめ！ 標本たちの世界へ (7月4日～9月22日)
- ・刀剣 三重の刀とその刀工 (10月10日～12月6日)

【美術館】

- ・没後40年 宇田荻邨展 (4月18日～5月31日)
- ・いわさきちひろ展 中谷泰を師として (7月18日～8月30日)

【斎宮歴史博物館】

- ・春季企画展 旅の今昔 斎宮を見続けた近鉄電車 (4月25日～6月21日)

2 相談対応

(1) 外国人住民からの相談対応

みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)においては、新型コロナウイルス感染症に関する外国人住民からの相談が増加しており、5月15日時点で134件(県内98件、県外28件、不明8件)が寄せられ、特に、給付金等利用可能な生活支援制度に関する相談が増えている状況です。

そこで、相談員を1名増員して、外国人住民、通訳、相談員の3者間通話で、また、具体的な症状が疑われる場合は、保健所を加えた4者間通話で、外国人住民に寄り添った丁寧な対応を行っています。

さらに、休業補償や解雇、生活困窮などの相談に応じるため、社会保険労務士など専門家による緊急専門相談会を4月19日から6月21日までの間に5回実施することとしています。

また、外国人住民が的確な情報を得られるよう、三重県多言語情報提供ホームページ（M i e I n f o）において、従前の6言語（英語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、日本語）に、今回新たにベトナム語を加え、7言語で情報を発信しています。

（2）人権に関する相談対応

新型コロナウイルスに感染した方やその家族、医療従事者等への差別や偏見、憶測によるデマや誤った情報を、SNSなどで拡散することは、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げとなります。県では、新型コロナウイルス感染症に関して、県民の皆さんに人権への配慮を求める緊急メッセージをホームページで発信するとともに、人権センターの相談窓口の開設日を土日、祝日まで拡大し、対応にあたっています（5月15日時点の相談件数：20件）。また、知事による音声メッセージをショッピングセンター等の店内で放送し、広く県民の皆さんに周知しています。

引き続き、ラジオスポット放送などさまざまな広報媒体を活用し、正しい情報に基づいた冷静な行動を行うよう呼びかけていきます。

（3）性暴力被害に関する相談対応

感染症の影響により自宅待機等を余儀なくされることでの不安やストレスから、家庭内等におけるDV等の増加や深刻化が懸念されています。パートナー等が在宅していることにより、電話相談が難しい状況も想定されるため、被害者等が速やかに相談し適切な支援を受けられるよう、電話や面接相談に加え、「DV」、「妊娠SOS」の分野と合同で、SNSによる相談を実施します。

（4）消費生活に関する相談対応

消費生活相談について、5月13日時点で、県消費生活センターに91件の相談が寄せられています。その主な内容としては、旅行・イベント等のキャンセル・払い戻し、マスクの不足や高額での販売に関するものとなっています。さらに、メールや電話等による感染症を口実とした消費者トラブルも寄せられており、今後は、国の特別定額給付金の手続きを装った詐欺等の増加も考えられます。

引き続き、感染症に便乗した悪質商法等の消費者トラブルを防止するため、ホームページやさまざまな広報媒体で注意喚起を行うとともに、県民の皆さんがデマに惑わされず安心して落ち着いた消費行動をとれるよう、市町と連携して情報発信をしていきます。

3 私立学校および私立高校生等に対する支援

私立学校に対しては、文部科学省から示されたガイドラインを周知し、県立学校における対応について適時的確に情報提供するとともに、各学校の状況を聴き取り、相談に応じるなどの支援を行っています。

また、家庭の経済事情に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減する私立高校生等奨学給付金において、感染症の影響により家計が急変した世帯を新たに支給対象として追加し、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対しては、一部前倒し給付を行います。

4 NPOに対する支援

NPO等は、子ども食堂の運営や高齢者の認知症予防など、地域の課題解決のために活動しています。感染症の影響に係る緊急アンケート調査を行った結果、多くのNPOが活動を中断し経営状況が悪化していること、また、利用者、とりわけ高齢者、子どもや外国人等のおかれている状況が悪化していること等の課題が見られました。

このため、中間支援組織等と連携して、NPO等の組織の維持と活動の再開に向け、必要な情報やノウハウの提供、きめ細かな相談や助言など適切な支援を行います。

5 廃棄物処理に関する対応

県内の一般廃棄物の排出量等について市町等にアンケート調査を行ったところ、3月および4月の生活系ごみの排出量は前年比で約1割増加している状況にあったものの、現状、処理が滞っていると回答のあった市町等はありませんでした。

引き続き、市町等における処理状況を把握しつつ、ごみ処理事業の継続に向けた事業継続計画の作成支援や他自治体の対応事例の情報収集等に取り組んでいくとともに、市町等のごみ処理事業に従事する職員の感染により、事業継続が困難となった場合には、他の市町等と連携し緊急時処理体制の構築に努めます。

IV 主要施策

1 三重県環境基本計画について

環境生活総務課

1 現状

三重県環境基本条例第9条に基づき定める三重県環境基本計画（以下、「計画」という。）については、近年の環境を取り巻く状況の大きな変化をふまえ、三重県の豊かな環境の保全と持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方を取り入れながら、2年前倒しして令和2年3月に改定したところです。

計画では、環境、経済、社会の統合的向上の実現を基本方針として、令和12（2030）年度までに、次の4つが構築された持続可能な社会（「スマート社会みえ」）の実現をめざすこととしています。

- ① 脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」
- ② 「循環型社会」
- ③ 「自然共生社会」
- ④ 「生活環境保全が確保された社会」

2 課題

計画を着実に実施するためには、環境、経済、社会の統合的向上というこの計画の基本方針を広く共有し、さまざまな主体と協創しながら、オール三重での計画の実施に向け、複数の課題を同時解決するようなイノベティブな取組を促進する必要があります。

3 今後の取組方向

（1）サステナビリティ委員会

計画に基づく取組を推進するため、取組の主体となる県民や事業者、学識経験者、市町、県等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、県の取組を分野横断的に検証するとともに、民間等における先進事例を共有するなど、計画の進行管理を行います。

（2）年次報告書「三重県サステナビリティレポート」

三重県環境基本条例第10条に規定する年次報告書について、従前の「環境白書」を「三重県サステナビリティレポート」に改め、計画の新たな施策体系に基づき、成果・課題や今後の取組方向、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」と連携したマネジメント指標、各種データ等を掲載し、毎年度公表することとします。

さらに、「三重県サステナビリティレポート」を、サステナビリティ委員会における進行管理に活用し、翌年度以降の取組の改善に生かすこととします。

2 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行っています。

また、今年度から、県政の喫緊の課題である若者の県内定着につながる取組（キャリア教育）に対して支援することとし、私立高等学校等振興補助金を拡充しています。

2 課題

- ・長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。（別紙参照）
（私立高校〔全日制〕生徒数：平成16年度11,887人 → 令和元年度10,242人、過去15年間で1,645人の減少 [▲13.8%]）
- ・本県においては、人口の転出超過に歯止めがかからず、進学や就職に伴う15～29歳の若者の転出超過が全体の約8割を占めており、若者の県内定着につながるキャリア教育を支援する必要があります。
- ・私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。

3 今後の取組方向

- ・私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。
- ・みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の期間において、私立高等学校が特色を生かし、本県の魅力や課題に気づき、自らのキャリアを考える取組を支援することにより、若者の県内定着につなげていきます。
- ・家庭の経済状況に関わらず、私立高等学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給するなど、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成するため、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人に対する助成を行います。

【参考1】令和2年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

細事業名	当初予算額(千円)	前年度比(%)※
私立高等学校等振興補助金	4,877,407	100.8
私立特別支援学校振興補助金	188,643	93.1
私立専修学校振興補助金	49,402	98.1
私立外国人学校振興補助金	9,000	100.0
私立高等学校等就学支援金交付事業費	2,513,460	148.1
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	133,626	74.7
私立専門学校授業料等減免補助金(新規)	277,500	皆増
その他私学関連予算	15,045	99.4
合計	8,064,083	115.2

※前年度6月補正後予算との比較

令和2年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘案した仮の単価で積算。

今後、令和2年度の補正予算においては、【参考2】の令和2年度単価により補正を行う予定。

【参考2】私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価の比較

(単位：円)

	学校数	令和元年度	令和2年度	前年度比
高校(全日制) (中等教育学校後期課程を含む)	14	336,558	344,973	102.5%
高校(狭域通信制)	3	78,140	79,187	101.3%
中学校(中等教育学校前期課程を含む)	10	328,775	333,310	101.4%
小学校	2	327,241	331,760	101.4%
特別支援学校	1	(高等部) 1,798,071	(高等部) 1,817,771	(高等部) 101.1%
		(小中学部) 1,784,763	(小中学部) 1,804,357	(小中学部) 101.1%

3 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：令和5年度まで）等に基つき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

また、三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）、三重県総合博物館、三重県立美術館が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を提供しています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

上記の各取組を進める上で、県立文化・生涯学習施設は、次の役割を担っています。

① 三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

三重県文化会館では、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組んでおり、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等を行っています。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関やミュージアム、市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組んでいます。

② 三重県総合博物館

三重県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

③ 三重県立美術館

三重県立美術館では、江戸期以降の三重にゆかりの深い作品等、方針に則ったコレクションの収集と公開、美術資料の研究を行うとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④ 齋宮歴史博物館

齋宮歴史博物館では、齋宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行っています。また、史跡齋宮跡の学術的な発掘調査を進めており、当面は、飛鳥から奈良時代の齋宮想定地である史跡西部地区を優先的に調査することとしており、平成30年に引き続き、飛鳥・奈良時代における初期齋宮の実態解明を進める中で、飛鳥時代の中枢部の一画とみられる遺構を確認しました。国史跡齋宮跡発掘50周年を機に、明和町など地元関係者と連携・協力し、新たな発見があった初期齋宮に関する成果の発信や、「さいくう平安の杜」をはじめとする史跡全体の利活用に、より一層取り組んでいます。

⑤ 三重県立図書館

三重県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、すべての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

令和2年4月に「三重県公文書等管理条例」が施行され、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を総合博物館で保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応しています。

2 課題

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向性に基づいて取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

文化交流ゾーンを構成する各施設が、三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献していくため、それぞれ、魅力向上のための不断の努力、研究を行うとともに、連携、協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行っていく必要があります。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

特定歴史公文書等に係る県民の皆さんの利用の促進を図るため、簡便な方法による利用を可能にするための要綱を定めるとともに、関係部局や各実施機関と連携して条例に基づく円滑な運用を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極めながら、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する国の動向もふまえ、県ゆかりの芸術家や三重の多様で豊かな自然・歴史文化等をテーマとした展示、多彩で魅力的な文化芸術公演等を開催するとともに、これを支える専門人材や次代を担う子どもたちの育成等に取り組み、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。

また、解明が進み注目を集める初期齋宮について、文化庁の日本博にかかる事業を活用して、映像展示の制作やインターネットを活用した情報発信など、齋宮の魅力を発信する取組を進めます。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

三重県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等と連携し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出し、さまざまな主体の学びが一層深まり、広がるよう支援します。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用し、文化交流ゾーン構成施設のより一体的な管理・運営および連携の強化を図るため、指定管理者制度を活用し、各館が連携・協力することで、集積の利点を生かした施設運営や事業を展開し、県民の皆さんにより魅力的な「学び・体験・交流の場」を提供していきます。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を適切に保存するとともに、県民の皆さんの利用の促進を図ります。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年制定）に基づき、「三重県人権施策基本方針」を策定（平成27年12月第二次改定）し、その推進計画である「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（令和2年3月策定）により、人権施策を総合的、体系的に推進していくこととしています。

さらに、平成28年度に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」および「部落差別解消推進法」等をふまえ、継続した取組を進めています。

(2) 人権センターの取組

人権センターは、平成8年11月に、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくための拠点施設として設置し、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発に取り組みとともに、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催等、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

2 課題

(1) 人権啓発

県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、インターネットの利用人口が増大する中で、SNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷などの人権侵害が増加するとともに、性的指向・性自認に関する人権等の新たな課題が発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 人権擁護と救済

人権に係る県民の皆さんからの相談は、人権センターのほか、各種人権課題に対応している機関の相談窓口や法務局でも受けていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、相談員等の専門性や資質の向上を支援するとともに、人権センターと各相談機関との連携を強化していくことが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と検証

人権が尊重される社会を実現するため、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して取組を進めます。また、県の取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告し、県ホームページ等で公表します。

(2) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいて、啓発ポスターや啓発物品作成、テレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集やフォトコンテストといった「県民参加型の啓発」、被差別当事者による講演会、絵本の読み聞かせ等「感性に訴える啓発」など、効果的な人権啓発の推進に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

部落差別等に係る差別事象の対応は、市町や関係機関との連携を十分とりながら、迅速かつ適切に事実確認を行い、解決に向け取り組みます。

また、さまざまな人権課題に係る相談に的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、専門性や資質の向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等と情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実させ、実効ある相談・支援体制の構築に努めます。

5 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が実施した「e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査」（令和2年1月実施）の結果によると、「社会全体において、男女の地位が平等になっている」と答えた人の割合が3.2ポイント減少し、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が4.6ポイント増加しており、平等感が低下し、男性の優遇感が高まる傾向が続いています。

Q：社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

出典：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査（広聴広報課調べ）

	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H28年度	22.1%	56.6%	9.1%
H29年度	19.1%	56.1%	10.7%
H30年度	16.5%	62.7%	9.8%
R元年度	13.3%	67.3%	10.0%

県では、「第2次三重県男女共同参画基本計画」（平成29年3月改定）および「第二期実施計画」（平成29年6月改訂）に基づき、男女共同参画および女性活躍の推進に取り組んでいます。

2 課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所の女性管理職の割合は12.0%（令和元年10月1日現在（前年比0.9ポイント増加））、県・市町の審議会等における女性委員の割合は28.1%（平成31年4月1日現在（前年比0.6ポイント増加））であり、徐々に増加しているものの、指導的地位にある女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性参画の一層の推進が求められています。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合は、前回調査（平成27年度）から8.3ポイント高い68.7%となりました。固定的な性別役割分担意識は減少しているものの、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合が依然として2割強あることから、県男女共同参画センター「フレンテみえ」や市町等と連携し、男女共同参画意識の一層の普及・啓発に取り組んでいくことが必要です。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

女性活躍の気運は高まっているものの、リーダー層で活躍する女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でのステップアップを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう、男性や経営者層の意識改革など、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の着実な実行に取り組むとともに、「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定します。市町に対しては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行います。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

県男女共同参画センター「フレンテみえ」との密接な連携のもと、指定管理事業の実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及啓発を図ります。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

企業の女性活躍に向けた取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」など「女性の活躍推進三重県会議」による取組や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等の策定支援を通じ、県内企業・団体において女性が活躍できる環境整備が一層進むよう取り組みます。

6 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) 県内の外国人住民数

県内の外国人住民数は、平成 20 年をピークに減少していましたが、平成 26 年から再び増加に転じ、令和元年末には 55,208 人と 6 年連続で増加し、過去最高となりました。

県内総人口に占める外国人住民の比率は 3.04% (前年比 0.27 ポイント増) と全国的にも高い水準にあり、外国人住民のさらなる増加が予想されます。(別紙参照)

(2) 県の取組

令和 2 年 3 月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針 (第 2 期)」に基づき、多様な文化的背景の住民が地域社会を一緒に築き、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう、多文化共生社会づくりを進めていきます。

【基本施策】

- ・多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着
- ・外国人住民の安全で安心な生活環境づくり
- ・多文化共生社会づくりへの参画推進

2 課題

(1) 多文化共生への意識向上

外国人住民が地域の活動に参加するなど、地域社会の一員として溶け込んでいる事例も見られますが、多文化共生の地域社会になっていると実感する県民が多いとは言えない状況にあります。多文化共生を推進するためには、外国人住民と日本人住民が互いに認めあい、尊重しながら、共に地域社会を築いていくことが求められます。

(2) 外国人住民に対する支援

県内に在留する外国人の定住化に伴い、就労、医療、福祉、教育などのさまざまな生活場面での課題が生じています。外国人住民が地域社会の一員として、安全・安心に生活することができるよう、外国人住民が抱えるこうした課題の解決に向けた支援に取り組む必要があります。

(3) 日本語教育の環境整備

新たな在留資格「特定技能」が平成31年4月1日から導入され、今後、在留外国人の増加が見込まれます。こうした中で、外国人が、社会の一員として、その能力を十分に発揮するためには、日本語を習得し、円滑に意思疎通ができるようにすることが大変重要であり、日本語学習の拠点整備などの体制づくりが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 多文化共生に向けた知識や知恵の共有

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づき、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加できるよう、「三重県外国人住民会議」などを通じて、外国人住民の意見を地域の取組に反映させていきます。また、日本人と外国人が共に参加し、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画を企画・制作することをはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。

(2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o / みえこ）において相談体制を強化し、市町や国、関係団体、企業等と連携し生活支援に取り組むとともに、県多言語ホームページ（M i e I n f o）の情報内容の充実を図ります。

また、医療通訳者の計画的な育成、災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害防止のための啓発など、外国人住民の安全で安心な暮らしに向けた支援を進めます。

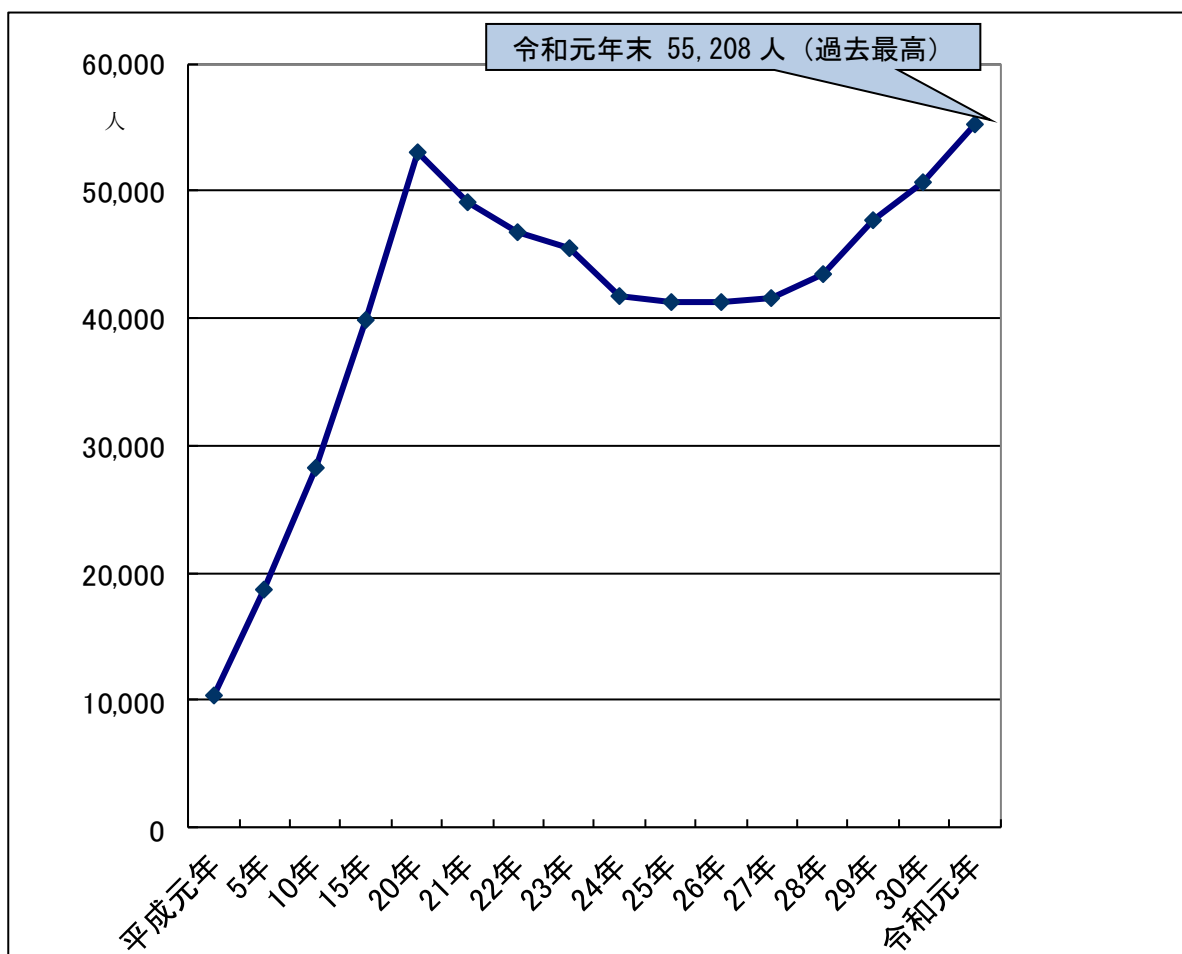
(3) 地域日本語教育の総合的な推進計画の策定

M i e C o に日本語教育推進の司令塔的役割を担う総括コーディネーターを配置し、地域における日本語教育に関する課題を把握した上で、県内の日本語教育の実施に関する計画を策定するとともに、日本語学習を支援する人材の育成および地域の日本語教室の開催をモデル事業として実施し、日本語教育環境の強化に取り組めます。

【今後のスケジュール（案）】

6月	有識者会議
7月～8月	調査実施、ヒアリング
9月～11月	調査報告書および推進計画案作成
12月	有識者会議
1月	三重県多文化共生推進会議・三重県外国人住民会議
2月	有識者会議
3月	推進計画完成・公表

図：三重県内の外国人住民数の推移（県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課調べ）



表：令和元年末 国籍・地域別外国人住民数（ダイバーシティ社会推進課調べ）

順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	13,300人	24.1%	421人	3.3%
2	ベトナム	8,310人	15.1%	2,350人	39.4%
3	中国	8,277人	15.0%	339人	4.3%
4	フィリピン	7,315人	13.2%	411人	6.0%
5	韓国	4,309人	7.8%	▲104人	▲2.4%
	その他	13,697人	24.8%	1,179人	9.4%
	三重県計	55,208人	100.0%	4,596人	9.1%

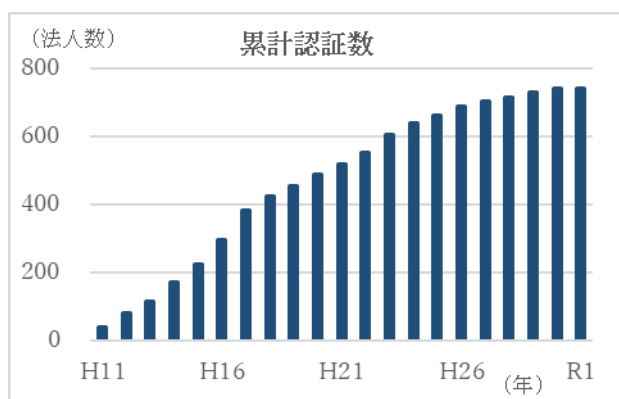
7 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証しているNPO法人は、令和元年度末で742法人あり、その活動分野は、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」や「子どもの健全育成」が続いています。収入規模では500万円未満の法人が48.8%と、財政力をはじめとする運営基盤が脆弱なNPO法人が多い状況です。

NPO法人認証数



収入規模別NPO法人割合 (%)

年度	法人数	比率
5000万円以上	86	12.7
1000～5000万円	193	28.6
500～1000万円	67	9.9
500万円以下	329	48.8

各法人の事業報告書（令和元年提出分）より

また、県は、NPOや三重県社会福祉協議会等と「みえ災害ボランティア支援センター(※1)」の運営に参画し、昨年度は、令和元年東日本台風による被災地支援を行うボランティアを支援するためにバスを運行したほか、県内での災害時にボランティアやNPO等の円滑な受入れに向けた「協働プラットフォーム(※2)」の構築に係る研修会を県内3か所で開催しました。

※1 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される現地災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。

※2 市町、市町社会福祉協議会やNPO等の災害支援活動を行う団体が情報共有・連絡調整するための連携の場。市町単位や複数市町にまたがって構築される。

2 課題

(1) NPOの運営基盤の強化

NPOがさまざまな分野でより良い地域社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解、参画が必ずしも十分には進んでいません。また、地域の諸課題も多様化、複雑化していることから、NPOに対する専門的な支援を中間支援組織(※3)と連携して行うことが必要です。

※3 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体。

(2) 災害ボランティアに係る体制強化

南海トラフ地震が懸念される中、近年は全国各地で大規模災害も頻発することから、みえ災害ボランティア支援センターの体制強化を図りながら、県内外のボランティアや専門性を有するNPO等が活動する環境の充実・強化、市町での協働プラットフォーム等の円滑な構築といった体制強化が必要です。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

県民の皆さんがNPO活動について理解、参画し、さまざまな主体との協創によって地域課題の解決に向けた取組を促進するため、中間支援組織等と連携して、「市民活動・NPO月間(※4)」を中心に、NPOに関する県民の皆さんへの効果的な情報発信、NPOや中間支援組織の基盤や機能強化に取り組めます。

※4 県民の皆さんの市民活動に対する理解と参加を促すため、平成25年度から12月を「市民活動・NPO月間」として、集中的に啓発活動を行っています。

(2) 災害ボランティアに係る体制強化

大規模災害発生時に県内外からのボランティアやNPO等を円滑に受け入れその活動を支援できるよう、みえ災害ボランティア支援センターの体制強化、NPO等の活動環境の充実・強化、市町やNPO等との顔の見える関係づくり、協働プラットフォーム構築研修会等を通じた受援体制の整備に取り組めます。

8 ダイバーシティ社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

本県におけるダイバーシティ社会（※1）の実現をめざし、平成29年12月にダイバーシティ社会推進のための県の方針「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」（※2）を策定し、県民の皆さんにダイバーシティ（※3）の考え方の浸透を図るなどの取組をダイバーシティ社会推進本部（※4）が中心となって進めています。

※1 ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

※2 ダイバーシティみえ推進方針

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることは、個人や社会にとってプラスであるという考え方（ダイバーシティの考え方）や、一人ひとりの行動を促す6つの視点（ダイバーシティの視点）、県の取組展開の方向性などを示しています。

（参考：別紙1 「ダイバーシティみえ推進方針」の概要）

※3 ダイバーシティ

ダイバーシティ（diversity）は日本語に訳すと多様性です。「ダイバーシティみえ推進方針」では、違った個性や能力を持つ一人ひとりが、よい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すという意味で捉えています。

※4 ダイバーシティ社会推進本部

ダイバーシティ社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップに各部局長をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を平成29年4月に設置し、推進方針の策定とともに、部局間の連携を進めています。

また、多様性を認め合う社会づくりに向けて、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認に関する理解が広がるよう、平成31年2月には、「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」を作成し、職員研修等で周知を図るなど職員向けに取り組むとともに、県民の皆さんへの啓発を行っています。

（参考：別紙2 職員としての姿勢・行動6か条「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」より）

2 課題

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進のためには、さまざまな分野で県民の皆さんの理解や共感が高まり、主体的な行動につなげていくことが必要です。

また、LGBTをはじめ性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があり、悩みを抱えている方々が安心して生きられる環境づくりが必要です。

3 今後の取組方向

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県の推進本部等の機能を活用しつつ、ダイバーシティの視点から庁内横断的に取組を展開するとともに、ダイバーシティをテーマとしたワークショップや講座を開催し、県民の皆さんが職場、地域活動などでの行動につながるよう取り組んでいきます。

また、多様な性的指向や性自認について啓発イベントの実施など、県民の皆さんのさらなる理解促進に取り組むとともに、相談人材を育成するなど、県内の相談対応の充実に向けて取り組んでいきます。

さらに、LGBT当事者等が安心して生きられる環境づくりのため、条例制定の是非も含め、今後の県の施策や取組のあり方について検討します。

(参考：別紙3 令和2年度ダイバーシティみえ推進に係る主な関連取組)

「ダイバーシティみえ推進方針 ^{（きざり）} ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす

多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を
めざす

1 めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」



2 ダイバーシティは プラスであるという考え方

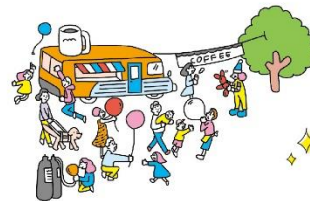
「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

3 発想の転換や見直し (ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること



4 今後の取組展開 ～3つの推進の柱～

ダイバーシティの考え方の浸透
～考え(意識)を変える～

交流・支え合いによる進化
～行動を変える～

参画・活躍に向けた変革
～仕組みを変える～

多様な性のあり方を知り、行動するために
～ 職員としての姿勢・行動 6か条 ～

第1条 性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることである。多様な性的指向・性自認（SOGI）についての正しい知識を身につけ、理解を深める

性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることであるため、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）に関する知識を持ち、LGBT等の当事者の存在や悩みに気づくことが大切です。“知ることは、変わるための第一歩”です。より関心を持ち、書籍を読む、研修に参加することなどにより、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

第2条 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする

周囲にLGBT等の当事者が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれません。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことをしない、性別を決めつけないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

第3条 カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対にしない

カミングアウトや相談を受けた際には、例えば、打ち明けてくれてありがとうと伝える、何に困っているのかをしっかりと聴くなど、LGBT等の当事者本人の思いを受け止めることが大切です。また、プライバシーに配慮することも必要です。当事者本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取った上で行うこととし、本人の了承なく、周りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

第4条 子どもは成長に伴い、性的指向や性自認が変わることを認識し、温かく見守るとともに、深く悩むことがあるため、子ども一人ひとりに向き合う

子どもは成長に伴い性的指向や性自認が変わるなどの揺らぎがあり、温かく見守ることが重要です。「慌てず、騒がず、否定せず」が対応の基本です。また、性的指向や性自認のあり様が他の人と違うことが、いじめのきっかけになったり、自殺念慮などのリスクにつながったりすることがあります。深く悩んでも、家族に相談できないことがほとんどであるため、悩んでいる子どもが相談できる環境づくりや、子どもへの情報提供が重要です。日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいるLGBT等の当事者がいることを念頭に置いて一人ひとりに向き合しましょう。

第5条 来客対応等において、名前や性別に関する情報は慎重に扱う

名前から想定される性別と見た目が異なるため、名前を呼ばれることを避けたい人もいます。例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関する情報は慎重に扱しましょう。また、家庭環境等を尋ねる場合、パートナーが異性であるとは限らないことも念頭に置いておきましょう。

第6条 担当業務において、LGBT等の当事者が困難を感じることはないか考える

家庭や職場などでの日常生活の中で、あるいは災害時などに、LGBT等の当事者が困難や不都合を感じることはないか、それらにどう対応できるか、各自が担当する業務において考えましょう。

ダイバーシティ推進 主な関連取組 ～ともに輝く、多様な社会へ～

多様な人材が活躍する魅力ある職場づくり

一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて
三重県では「ダイバーシティのみえ推進方針」を策定し、さまざまな分野で取組を展開。今後の取組展開を踏まえ、主な取組を紹介し

ダイバーシティのみえ推進事業

【環境生活部】4,930千円
「ダイバーシティのみえ推進方針」に基づき、県民の皆さんとの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティをテーマとした講座やワークショップを高等教育機関等と連携して実施します。

人権啓蒙事業

【環境生活部】19,878千円
県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓蒙等を行うとともに、市町の取組に対する支援を行います。

男女共同参画

【環境生活部】3,939千円
女性が活躍できる環境整備に向けて、企業等を対象に講演会や交流会を開催するほか、「Fエンジ・デザイン・アワード」を実施し、優良事例の表彰を行います。また、中小企業等による一般事業、実行計画の策定を支援します。

障がい者差別解消

【子ども・福祉部】5,772千円
「障がい者差別解消法」に基づき、障がい者に対する差別の解消のための相談体制や紛争の解決を図るための体制の整備、障がい者に対する理解や社会的偏見の除去の重要性などに関する普及啓蒙などの取組を進めます。

LGBT理解促進推進事業

【環境生活部】2,992千円
LGBTをはじめとする多様な性的指向・性自認に関する社会的理解を促進するための県民向け講演会を実施するとともに、県内における相談対応に係る取組を実施します。

子育て

【子ども・福祉部】201,273千円
三重県社会的養育推進計画に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、地域分散化による養育児童に対する家庭的ケアを拡充します。また、包括的な児童養育支援体制の実施体制の構築に向け、フォスタリング機関の取組を推進します。

高齢者の社会参画

【医療保健部】17,625千円
高齢者の社会参加活動を促すとともに高齢者の活力を地域に活用するなど、明るい社会づくりへの進歩のために、全県健康福祉祭（ねみりんピック）への進歩の地域シニアリーダーの育成等に取り組んでいます。

障がい者の芸術文化活動

【子ども・福祉部】4,882千円
地域における障がい者の多様な活躍の場を広げるため、三重県障がい者芸術文化祭を開催するとともに、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成等を行う「三重県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）」を新たに設置します。

外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

【環境生活部】17,087千円
「みえ外国人相談サポートセンター（MieGo）」において専門的な支援体制を充実させるとともに、相談体制を充実させます。また、医療機関での多言語対応を促進するとともに、災害時における外国人住民等を支援する人材の育成や支援体制の整備を進めます。

防災

【防災対策部】9,903千円
避難所生活がイメーজできず、避難行動を躊躇する事例が多いため、子ども・若者世代等の参画を得て、だれもが過ごしやすい避難所づくりをめざし、避難所ワーカーの育成や避難所体験ゲームの開発、防災レンビュコンテストなどを実施します。

スポーツを通じた交流・障がい者スポーツ

【地域連携部】15,584千円
県民の皆さんがスポーツに関心・機会の充実を図るため、みえスポーツフェスティバル及び美し三重市町対抗駅伝を開催します。

障がい者スポーツ推進事業

【子ども・福祉部】57,249千円
三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組んでいます。また、東京2020パラリンピック出場選手など、県内在住の国内競技団体強化指定選手について、その競技活動を支援します。

ユニバーサルデザインのまちづくり

【子ども・福祉部】2,273千円
周知の方針に配慮・補助を必要としていることを知らせるヘルプマーク等の普及をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および推進計画に沿って取組を進めます。

観光産業推進事業

【雇用経済部】1,649千円
パーソナルパリアフリー推進事業として、障がい者による観光活動の促進を図るとともに、外国人観光客を含む旅行者を支援するため、観光地における防犯対策に取り組んでいます。

多文化共生社会づくり

【子ども・福祉部】2,273千円
周知の方針に配慮・補助を必要としていることを知らせるヘルプマーク等の普及をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および推進計画に沿って取組を進めます。

外国人児童生徒教育推進事業

【教育委員会】29,634千円
外国人児童生徒が安心して学びを継続できるように、外国人児童生徒帰国児童の派遣、学習支援や学校生活への適応指導等の充実を図るとともに、教育を受ける機会を確保するため、夜間中学校等に関する調査研究を進めます。

外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

【環境生活部】15,064千円
地域における日本語教室の取組状況や二重二重、講座等を把握し、日本国籍取得の支援に関する推進計画を策定するとともに、地域の日本語教室への支援を実施するとともに、多言語HPで行政・生活情報を提供するとともに、多文化共生への県民理解の促進に取り組んでいます。

働き方改革取組拡充事業

【雇用経済部】7,708千円
誰もが働きやすい職場環境づくりや柔軟な働き方を奨励するため、働き方改革に意欲のある中小企業等を対象に、アドバイザーによる支援等を行います。
外国人の受入環境整備促進等事業
外国人材の受入環境を整備するため、企業における受入体制の整備を促進するためのセミナー等を開催するとともに、外国人留学生等が安心して県内企業等に就職することができるよう、県内企業との出会いと就職の機会を提供します。
女性の就業支援事業
働く意欲のある女性が、希望する形で就業できるよう、一人ひとりのニーズに合わせて就職を支援します。

障がい者のダイバーシティ・ワーク推進事業

【雇用経済部】5,757千円
就業希望の障がい者が、希望や特性等に応じて働き続けられるよう、職場定着につながる仕組みや働き方支援を実施するとともに、障がい者が、多様な業種の中から自らに合った働き方を選択できるように、ICTを活用した在宅ワークや柔軟な勤務形態などの環境整備を促進します。

農林水産物

【環境生活部】3,074千円
林産物による新たな雇用創出促進事業 471千円
水産物による次世代型水産物加工推進事業 692千円
農林水産分野への福祉事業のさらなる参入促進や、農林水産業者とのマッチングの支援体制づくり、指導者の人材育成等に取り組んでいます。

特別支援学校就労推進事業

【教育委員会】6,607千円
企業経験豊富なキャリア教育サポーターを配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓に取り組むとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。

暮らし（移住）

【地域連携部】36,844千円
一人でも多くの三重県民を選んでいるだけという「えとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、新たに移住を希望する等々府の若者が、三重県に移住した人や地域の力と機軸的により、交流するためのプラットフォームづくりに取り組んでいます。



9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県の交通安全の取組としては、「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（いずれも計画期間：平成28年度～令和2年度）に基づき、県民の皆さんをはじめ市町、警察、事業者、関係機関・団体等と連携・協働した各種交通安全対策を通じて、交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）の安全なまちづくりを進めています。

(1) 交通事故情勢

令和元年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降最少の75人、交通事故死傷者数は、平成に入って最少となった平成30年からさらに、20%以上減少し、4,763人となりました。

令和元年中の交通死亡事故の特徴は、以下のとおりです。

- ① 高齢者が5割以上を占める。
高齢者の死者数は42人（構成率56.0%）（前年比▲15人）
- ② 交通弱者（歩行中、自転車乗用中）が4割を超える。
交通弱者の死者数は30人（構成率40.0%）（前年比▲9人）
- ③ 子どもの死亡事故発生
前年は発生しなかった子どもの死亡事故が発生（1件1人）
- ④ 交通事故死者のうち、シートベルト非着用者が約6割を占める。
自動車乗車中の死者29人中、シートベルト非着用者は17人（構成率58.6%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は12人

(2) 飲酒運転事故の現状と根絶に向けた取組

飲酒運転が絡む人身事故は、長期的にみると減少しており、令和元年中の飲酒運転事故件数は36件と前年から6件減、うち死亡事故件数は2件と前年から1件減となりました。

平成26年制定の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知や勧告、規範意識の定着のための教育や啓発活動等に取り組んでいますが、いまだ根絶には至っていません。

2 課題

(1) 交通事故の防止

- ① 令和元年交通事故死者数に占める高齢者の割合は5割以上となっており、令和2年4月末現在においても、交通事故死者数30人中20人（構成率66.7%）と、依然として高い割合を占めていることから、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題となっています。

- ② 令和元年交通事故死者数に占める交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の割合は、4割以上となっており、令和2年4月末現在においても、交通事故死者数30人中15人（構成率50.0%）と、依然として高い割合を占めているとともに、信号機のない横断歩道での一時停止率が全国最下位という調査結果が日本自動車連盟（JAF）から発表されていることから、交通弱者が被害者となる交通事故防止が喫緊の課題となっています。
- ③ 令和元年中の自動車乗車中の死者29人中、シートベルト非着用者の割合が約6割近くと非常に高い割合を占めており、シートベルトを着用していれば助かった死者は12人と推定されることから、シートベルト着用率の向上に向けた対策が必要です。

（2）飲酒運転の根絶

悪質な飲酒運転が後を絶たない状況にあることから、引き続き、関係機関・団体と連携し、規範意識の定着に向けた教育・啓発を行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と受診しやすい環境づくりを進める必要があります。

3 今後の取組方向

「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体等と連携し、効果的な広報啓発活動に取り組むとともに、「交通安全の保持に関する条例」の改正、「第11次三重県交通安全計画（仮称）」、「第3次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（仮称）」の検討、三重県交通安全研修センターの次期指定管理者の選定などに取り組んでいきます。

（1）交通死亡事故等の防止

① 高齢者対策

三重県交通安全研修センターにおける「高齢者重点プログラム」等の参加・体験・実践型の研修の実施、高齢者の交通事故を抑止するための「高齢者交通安全実践塾」の開催、「安全運転サポート車」の普及啓発および「後付け安全運転支援装置市町補助」等による先進安全技術の普及促進などにも取り組み、高齢者の交通事故防止対策を進めていきます。

特に今年度の重点取組事業として、後付け安全運転支援装置の購入者に助成を行う市町への補助を実施し、高齢者の安全運転を支援します。

② 交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の事故防止

四季の交通安全運動等を通じて、関係機関や団体とも連携しながら、信号機のない横断歩道での一時停止等の広報啓発活動に取り組むとともに、交通安全研修センターにおいて、子どもや高齢者を中心に各種シミュレータ等の交通安全教育機器を活用した交通安全教育を実施していきます。

③ シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動等の機会を通じて、関係機関・団体と連携しながら、後部座席を含めたシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用の徹底に努めていきます。

(2) 飲酒運転0（ゼロ）をめざす取組

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体等と連携し、「飲酒運転^{ゼロ}宣言事業所」の募集・公表を行うほか、県内大型商業施設等での啓発活動に取り組みます。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診促進を図るため、指定医療機関（令和2年4月末：33機関）の追加指定や、飲酒運転とアルコール問題相談の充実など、引き続き、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、関係部局と連携し、アルコール健康障害の早期発見・早期介入により飲酒運転0（ゼロ）をめざしていきます。

(3) 交通安全の保持に関する条例の改正

今後の交通安全の取組を総合的に推進するため、昭和41年に公布された「交通安全の保持に関する条例」を改正します。

【今後のスケジュール（案）】

令和2年	5月	骨子案作成（各委員と審議）
	6月	常任委員会で説明
	8月	中間案作成（第1回検討委員会開催）
	10月	常任委員会で説明 中間案パブリックコメント実施
	11月	パブリックコメント〆切 最終案作成（第2回検討委員会開催）
	12月	常任委員会で説明
令和3年	2月	議案提出、議決後公布
	4月	施行（4月1日）

(4) 計画の改定

「第11次三重県交通安全計画（仮称）」および「第3次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（仮称）」の策定に向けた検討を行うために関係機関・団体を交えた検討会を開催します。

(5) 三重県交通安全研修センター一次期指定管理者の選定

平成18年9月1日から指定管理者制度を導入している三重県交通安全研修センターは、令和3年3月31日をもって第5期指定管理期間が満了することから、次期指定管理者の選定等の手続を行います。

また、同センターは、月曜日から木曜日までを団体研修実施日、金曜日および日曜日を一般来場者対応日としていますが、団体研修特化型施設としての機能向上を図るため、金曜日を団体研修実施日に加えることにします。そのため、令和3年度から休館日に日曜日を加える条例改正議案を提出します。

【今後のスケジュール（案）】

令和2年	5月	選定委員のうち公募委員の募集
	6月	選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定） 「三重県交通安全研修センター条例」改正の議案を提出
	7月～8月	指定管理者の公募開始・申請受付
	10月	9月定例会月会議へ選定過程の状況を報告
	10月～11月	選定委員会による審査 指定管理候補者の選定
	11月	指定管理者指定の議案を提出
令和3年	1月～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
	4月	指定管理者による施設管理を開始

(参考) 交通事故発生状況

区 分	第9次県交通安全計画期間					第10次県交通安全計画期間			
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
総事故件数（件）	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674	61,032	61,905	60,572	57,532
人身事故件数（件）	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647
うち死亡事故（件）	89	93	90	109	86	98	83	82	74
死者数（人）	95	95	94	112	87	100	86	87	75
うち高齢者（人）	53	48	49	37	37	52	37	57	42
構成率（%）	55.8%	50.5%	52.1%	33.0%	42.6%	52.0%	43.0%	65.5%	56.0%
負傷者数（人）	13,813	13,287	12,885	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	4,688
死傷者数（人）	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	4,763
物損事故件数（件）	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505	54,994	56,464	55,885	53,809